

平成26年度鎌ヶ谷市事務事業評価報告書

1 はじめに

鎌ヶ谷市では、平成18年度に「鎌ヶ谷市行政評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、行政評価を本格実施しております。

事務事業評価は、「①実施計画策定時の事前評価（多額の経費を要する事業等）」「②会計年度が終了した時点で毎年実施する事後評価」の2つの時点において実施しています。

今年度は、実施計画の策定年度となりますので、上記のとおり「①事前評価」及び「②事後評価」を実施しており、①の事前評価の結果に関しては、平成27年1月に策定予定の後期基本計画第3次実施計画として明らかにしてまいります。

本報告書では、②の事後評価の結果をお知らせいたしますが、平成18年度の制度導入後からの課題を整理し、全庁的に検討した結果、今年度から新たな評価制度を実施しており、今後もより良い行政評価制度の構築を図ってまいります。

2 新たな評価制度の主な内容

前年度までの評価表は、1事務事業に対して1シート（A4版2ページ）で評価しており、個々の事務事業を詳細に結果公表でありましたが、一方で全事務事業の状況確認が難しいというご意見もございました。

このことから、新たな評価制度では、全ての事務事業について、各所属別及び施策別の事務事業の状況が見やすい様式として、簡易評価表による評価を行うこととしました。

簡易評価表では、これまでも重視していた「総合評価」とそれに対するコメント、また「平成26年度に取り組む改革・改善内容」を重視して項目を設定しました。

また、毎年度決算時の資料として作成している「主要施策に関する報告書」に記載の事務事業及び実施計画に計上している多額の経費を要する事業等の事務事業については、詳細な内容の公表を行うため、「標準評価表」（A4版片面）による評価を実施することとしました。

参考資料①：前年度までの事務事業評価評価表（事後）

3 行政評価の目的

鎌ヶ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の2つを掲げております。（要綱第1条）

行政評価の目的

①効果的かつ効率的な市政の推進に資すること

- ・ 職員の意識改革の推進（例えば、成果・コストなどへの気づき）や政策形成能力の向上（達成度による評価と企画立案能力）が期待され、効率性の高い行政サービスの実現が図られる。
- ・ 施策・事業の成果志向が高まるので、施策・事業の重点化が図られ、結果重視の行政運営が進められる。

②市民に対する説明責任を全うすること

- ・ 市民への情報公開が進み説明責任が高まり、市民参加型の行政が促進される。

4 評価対象

4.1.6 事務事業

平成25年度鎌ヶ谷市予算書に計上されている事業別予算を基本に、原則として、全事務事業を対象にしました。(一般会計・特別会計すべて)

「予算書における事業別予算」と「行政評価における事務事業」との区分を一致させる観点から、引き続き調整を行っているため、一部平成25年度予算書と一致しない区分があります。

また、国の補正予算に対応した事業など平成26年度に全額繰越した事業別予算は対象外としました。

5 評価方法

「鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)」による事務事業の所管課の自己評価(「事務事業評価の実施に関する要領」による)を行いました。

なお、平成22年度から事務事業評価では、鎌ヶ谷市の厳しい財政状況を踏まえ、「廃止」「休止」「縮小」できる事務事業がないか従来よりも厳しい視点で評価を行うとともに、「現状維持」の評価項目をなくし、例え事業を継続する場合でも「精査・検証」とし、不断の事務事業の見直しを行っています。

表 平成26年度事務事業評価スケジュール

時期	内容
平成26年4月4日	平成25年度事業に関する事務事業評価表の提出依頼
平成26年4月11日・16日・18日	平成26年度行政評価説明会 ※より庁内の理解を深めるために部局ごとに実施
平成26年5月31日	評価表提出締切
平成26年6月	評価表調整(記載不備など)
平成26年7月22日	政策調整会議付議
平成26年7~8月	評価表最終調整⇒連絡会議付議
平成26年9月	公表

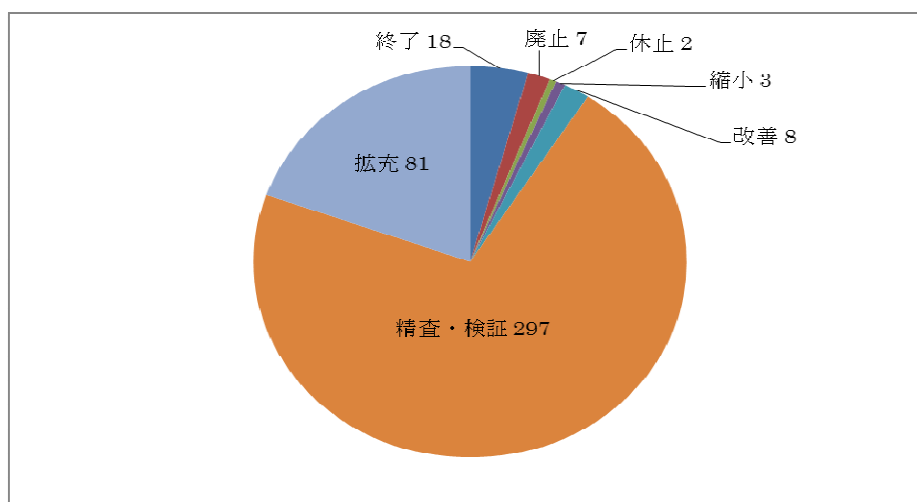
6 評価結果

「2 新制度の主な内容」に記載したとおり、平成26年度から全ての事務事業に関して、簡易評価表及び標準評価表による評価を行っております。

(1) 全事務事業の総合評価

各事務事業の今後の方向内容を評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
終了 (事業が完了したので終了する)	18	4.3%
廃止 (事業を廃止する)	7	1.7%
休止 (再開を前提に休止する)	2	0.5%
縮小 (規模を縮小する)	3	0.7%
改善 (改善した上、継続する)	8	1.9%
精査・検証 (業務手法等について精査・検証の上、継続する)	297	71.4%
拡充 (重点的に資源を配分し、規模を拡大する)	81	19.5%
合計	416	100.0



(2) 「総合評価」および「改革・改善内容」の重視

事務事業評価では、特に、「総合評価」とそれに対するコメント、また「平成26年度に取り組む改革・改善内容」を重視し、取り組んでおります。

具体的には、平成27年度予算編成において、ヒアリング時に事務事業評価表を用いるなどの取り組みを予定しておりますが、このヒアリング時に上記項目を特に取り上げるなどして評価結果を活用いたします。

なお、個々の事務事業における記載内容は添付資料をご参照ください。

7 今後の取組み

(1) 事務事業評価の改善

事務事業評価については、平成18年度から本格実施し、これまでの課題等を踏まえて、今年度から新たな制度により実施した。

今後も、事務事業の更なる向上や分かりやすい公表方法の検討、第三者評価、市議会での評価についても、継続して検討してきます。

(2) 評価結果の活用

要綱第9条に規定のとおり、評価結果を予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努めます。

(3) 行政評価を含めた行財政運営に関する市民との情報共有

「～みんなで考え、実行する～鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン」の取組み「行財政運営に関する市民との情報共有」の中で、行政評価を含めた行財政運営に関する市民との情報共有方法について検討することとしており、検討の結果、行政評価についても情報共有の方法を改善いたします。

<参考:平成25年11月「平成26年度からの行政評価制度について」抜粋>

第三者評価

「鎌ヶ谷市総合基本計画審議会」(以下「審議会」という。)において「総合基本計画」の中間年度や最終年度など目標値を設定している時期が終了した時点で第三者評価(=審議会)を実施する。

また、「特に見直しが必要」と市長が判断した時期において「事業仕分け」の手法により第三者評価を実施する。

具体的な評価の実施方法についてはそれぞれ実施時期に別途検討する。

市議会による評価

将来的には、「事務事業評価表(簡易評価表および標準評価表)」を市議会の決算委員会での参考資料や主要施策の成果に関する報告書として活用することにより、市議会による評価を実施することを検討する。

※新方式での評価を実施する中で検討し、将来的な実施を目指す